平成２２年（フ）第１４２号
茨城県水戸市元山町１丁目１番16号
債務者　大内　利勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
茨城県ひたちなか市東大島２丁目16番３―202号県営大島アパート
債務者　豊島　祐子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８０号
水戸市見川町2131番地の1392
債務者　赤沼　英雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
茨城県水戸市城南３丁目５番８―506号　サニーコミネ
債務者　飯村太加士
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
茨城県水戸市城南３丁目５番８―506号　サニーコミネ
債務者　飯村　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
茨城県つくば市古来1452番地１　五頭ビル４E
債務者　山内　伸子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２号
茨城県土浦市小岩田東２丁目12番17号
債務者　桑田　節子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
茨城県つくば市春日１丁目４番地５　コーポＮＳ202号
債務者　大関　正人
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３号
茨城県つくば市花室544番地
債務者　**鮭**川　健一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
千葉県君津市久保３丁目８番13号　303
債務者　千種みゆき
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５２号
千葉県木更津市清見台南１丁目19番２号
債務者　勝　　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１０４号
石川県河北郡内灘町字向粟崎２丁目312番地５、従前の住所金沢市古府２丁目242番地
債務者　坂池　　武
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
東京都町田市真光寺町1047番地31、前住所長野県松本市横田１丁目10番10―206号　サーパス横田
債務者　佐原　　昭
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７６号
岐阜県羽島市江吉良町1988番地５　吉田アパート102号室
債務者　上畠　芳枝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１号
岐阜市岩田西３丁目451番地２
債務者　淺野　和伯
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
滋賀県高島市今津町北仰304番地、前住所滋賀県高島市新旭町旭１丁目11番地９　オリーブハウスＡ202号
債務者　小林　知恵
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
滋賀県大津市あかね町１番１号
債務者　村井　恭世
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部